

行田レインボーネットワークと「旧忍町信用組合店舗を活用した街なかにぎわい創出事業に関する基本協定」を締結しました



協定を締結した行田レインボーネットワーク代表 山岸泰輔さん(左)と工藤市長

「市報ぎょうだ」平成29年12月号でお知らせしたとおり、市では、市指定文化財であり日本遺産の構成資産でもある「旧忍町信用組合店舗」を保存・活用するため、水城公園内への移築・改修を進めています。

旧忍町信用組合店舗を街なかにぎわい拠点として活用するために、1月25日に子育て中の保護者を中心とした団体である「行田レインボーネットワーク」と「旧忍町信用組合店舗を活用した街なかにぎわい創出事業に関する基本協定」を締結しました。

今秋には、店舗内に同団体が運営するカフェが開店し、飲食を楽しむことができるようになります。市民の皆さんや観光客の方など誰もが気軽に訪れ、憩える施設に生まれ変わりますので、ご期待ください。

▶問い合わせ 子ども未来課子ども未来担当(内線262)

春の火災予防運動を実施します

3月1日から3月7日までの間は、春の火災予防運動期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

平成29年度全国統一防火標語

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣・4つの対策】

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にやめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▶問い合わせ

消防本部予防課 ☎550-2121



4月1日から埼玉県虐待禁止条例が施行されます

県内の児童、高齢者、障害者に対する虐待の相談・通報件数はいずれも増加傾向にあり、虐待は後を絶たない状況にあります。虐待をなくすためには、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという認識を県民全体で共有する必要があります。

そこで、虐待の防止について県や県民が取り組むべき基本的な事項を定めた「埼玉県虐待禁止条例」が制定され、4月1日から施行されます。虐待は特定の個人や家族の問題にとどまるものではありません。社会全体の問題として、行政機関、県民、関係団体が連携しながら一丸となって防止に取り組む必要があります。皆さんのご協力をお願いします。

【県ホームページ】<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>

▶問い合わせ 県福祉政策課 ☎048-830-3391

行田市虐待防止ホットライン(虐待通告専用ダイヤル)を廃止します

虐待に関する通告や相談を受け付けるため市が設置している専用ダイヤル(☎0120-556-212)は、3月をもって廃止し、県の虐待防止施策との連携を進めていきます。なお、同ダイヤル廃止後の虐待に関する相談などについては、次の連絡先をお願いします。

【児童虐待に関すること】児童相談所全国共通ダイヤル189(イチハヤク)または子ども未来課給付担当(内線292)

【障害者虐待に関すること】福祉課障害福祉担当(内線265)

【高齢者虐待に関すること】高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線267)

都市計画案の縦覧を行います

行田都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

縦覧

▶期間 3月2日(金)～16日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

▶縦覧場所 都市計画課

※期間中は、市ホームページでも縦覧できます。

▶内容 「行田都市計画地区計画」の変更案

意見の提出

▶対象 市内に住所を有する方または利害関係を有する方

▶提出方法 3月16日(金)午後5時15分(必着)までに持参または郵送で都市計画課【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市計画課

▶問い合わせ 同課計画担当(内線5605)

行田市都市計画マスタープラン一部改訂(案)に対する市民意見募集(パブリックコメント)を行います

市では、平成25年3月に行田市都市計画マスタープランを策定し、都市計画に関する基本的な方針を定めています。このたび、産業系土地利用検討ゾーンの一部改訂案について、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶意見募集期間・閲覧期間 3月22日(木)～4月23日(月)

▶閲覧場所 都市計画課、市政情報コーナー、南河原支所※市ホームページから閲覧可。

▶提出方法 住所、氏名、電話番号を明記(様式自由)の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市計画課【FAX】553-4544【Eメール】toshi@city.gyoda.lg.jp

▶その他

- ・いただいた意見は、個人を特定できないよう編集し、概要を公表します。また、ご意見に基づいて修正をした場合は、その内容を公表します。なお、個別に回答はしませんのでご了承ください。
- ・電話や口頭での受け付けはできません。

▶問い合わせ 同課計画担当(内線5605)

市税や保険料の納め忘れはありませんか

市では、平成29年10月から12月までの3カ月間を滞納整理強化期間として税金などの未納がある方に、納付催告書を送付するなど、未納解消の働き掛けを強化してきました。

納め忘れがないかも一度確認し、納期限が過ぎている場合は、早急に納めてください。

納期限を過ぎても納付がない場合

納期限内に納付した方との公平性を保つため、延滞金が増算され、さらには法律に基づき差押えなどの滞納処分を受けることになります。

病気などで納付に困っている方

やむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早期に相談してください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方は、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

○休日：毎週日曜日の午前8時30分～正午(年末年始を除く)

○夜間：毎週火曜日の午後5時15分～7時(祝日を除く)

○場所：収納課

口座振替をご利用ください

納付には、安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。申し込みには、通帳と通帳届出印が必要です。

また、市役所窓口では、キャッシュカードとその暗証番号で申し込みができます。取り扱いができない金融機関などがありますので、事前に問い合わせください。

コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、納付ができない場合がございますので、ご注意ください。

電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。



▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)